

(制定) 平成15年4月7日財務大臣認可  
(変更) 平成27年4月1日財務大臣認可  
(変更) 令和5年3月6日財務大臣認可

## 独立行政法人造幣局業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務（第4条—第16条）
- 第3章 業務の委託の基準（第17条）
- 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第18条・第19条）
- 第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第20条—第34条）
- 第6章 雑則（第35条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

##### （業務の執行）

第2条 造幣局の業務は、通則法及び独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号。以下「造幣局法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行うものとする。

##### （用語）

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法及び造幣局法において使用する用語の例による。

#### 第2章 業務

##### （貨幣の製造）

第4条 造幣局は、財務大臣が定める製造計画及び財務省との貨幣の製造に関する契約に従い、貨幣の製造を行い、政府に納入するものとする。

##### （貨幣の販売）

第5条 造幣局は、通信販売その他の販売方法により、国内外に広く貨幣の販売を行うものとする。

##### （貨幣の鋳つぶし）

第6条 造幣局は、財務省との貨幣の鋳つぶしに関する契約に従い、貨幣の鋳つぶしを行うものとする。

##### （貨幣回収準備資金に属する地金の保管）

第7条 造幣局は、財務省との貨幣回収準備資金に関する法律（平成14年法律第42号）第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管に関する契約に従い、地金の保管を造幣局構内において行うものとする。

（情報の提供）

第8条 造幣局は、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を自ら行うほか、必要な場合には、財務省や日本銀行と連携して行うものとする。

（勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造）

第9条 造幣局は、発注者との製造請負契約に従い、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うものとする。

（金属工芸品の製造及び販売）

第10条 造幣局は、公共上の見地から必要な金属工芸品を製造し、通信販売、直接販売又は委託販売の方法により、国内外に広く販売を行うものとする。

（貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析）

第11条 造幣局は、貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を、依頼に応じ、適切な手数料を徴し、行うものとする。

（調査、試験、研究又は開発）

第12条 造幣局は、第4条から前条までに掲げる業務に関し、調査、試験、研究又は開発（以下「研究開発等」という。）に係る実施計画を年度初に定め、当該計画に従い、研究開発等を行うものとする。また、造幣局は、年度途中において必要な場合には、当該計画を変更し、研究開発等を行うものとする。

（附帯業務）

第13条 造幣局は、第4条から前条までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

（外国政府等からの委託業務）

第14条 造幣局は、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この項において「外国政府等」という。）から、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析の委託があった場合には、第4条から前条までに掲げる業務を遂行するに当たっての支障の有無及び自らの技術水準の向上への寄与を勘案し、当該業務を行うことができる。

2 造幣局は、第4条から前条までに掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、前項の業務に関し、研究開発等を行うことができる。

（偽造防止技術に係る秘密の管理）

第15条 造幣局は、第4条から第6条及び第12条の業務（同条の業務にあっては、第4条の業務に係るものに限る。）を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、秘密の保持に係る規則を定め、遵守するものとする。

（財務大臣の命令に対する措置）

第16条 造幣局は、財務大臣から造幣局法第18条の規定による命令があったときは、速やかにその命令された措置を的確に実施するものとする。

### 第3章 業務の委託の基準

#### (業務の委託)

第17条 造幣局は、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。ただし、第4条の業務のうち偽造防止に係るものについては、財務大臣の承認を受けたものを除き、委託を行わないものとする。

2 造幣局は、前項の規定に基づき、業務の一部を委託する場合には、委託先の財務内容、業務に関する知見及び業務管理体制その他委託先の業務遂行能力を勘案して委託先を選定するものとする。

3 造幣局は、第1項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と契約を締結するものとする。

### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

#### (契約に関する基本的事項)

第18条 造幣局は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次の各号に掲げる場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付すものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- 二 緊急の必要により競争に付することができないとき
- 三 競争に付することが不利と認められるとき
- 四 契約に係る予定価格が少額であるとき
- 五 その他業務の運営上特に必要があるとき

#### (政府調達に関する協定等に係る物品等の契約手続)

第19条 造幣局は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束に係る物品等の調達手続については、当該国際約束の規定に則してこれを行うものとする。

### 第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

#### (内部統制に関する基本方針)

第20条 造幣局は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

#### (法人運営に関する基本的事項)

第21条 造幣局は、法人の事業運営の基本方針を策定するものとする。

2 造幣局は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

#### (理事会の設置及び理事の分掌に関する事項)

第22条 造幣局は、理事会の設置及び理事の分掌に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化

- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- 三 理事の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 本局・支局間の会議の開催

(事業計画の策定及び評価に関する事項)

第23条 造幣局は、事業計画の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業計画の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- 二 事業計画の進捗管理体制の整備
- 三 事業計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 事業計画の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- 六 評価活動の適切な運営に関する次に掲げる事項

- イ 業務手順に沿った運営の確保
- ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
- ハ 恣意的とならない業務実績評価

七 第4号に掲げる事項及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成  
(内部統制の推進に関する事項)

第24条 造幣局は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する理事の決定
- 三 本局における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 支局における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する理事、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告の実施
- 六 内部統制を担当する理事から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する理事と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する理事によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等

(リスク管理に関する事項)

第25条 造幣局は、リスク管理に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 リスク管理体制
- 二 業務部門ごとの業務フローの作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制

六 保有施設の点検及び必要な補修等

七 事故・災害等の緊急時に関する事項

イ 防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施

ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

（情報システムの整備と利用に関する事項）

第26条 造幣局は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

一 情報システムの整備に関する事項

イ 経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築

ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（局内電子掲示板等）

ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

二 情報システムの利用に関する事項

イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる次に掲げる事項

(1) 法人が保有するデータの所在情報の明示

(2) データへのアクセス権の設定

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第27条 造幣局は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムに関するリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

二 個人情報保護に関する事項

イ 個人情報保護に係る点検活動の実施

ロ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令及び関係ガイドラインの遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第28条 造幣局は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

イ 監事監査に関する規程等の整備に対する監事の関与

- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
  - ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
  - ニ 法人組織規程における権限の明確化
  - ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施
  - 二 監事監査に関する事項
    - イ 監事監査に関する規程等に基づく監査への協力
    - ロ 補助者への協力
    - ハ 監査結果に対する改善状況の報告
    - ニ 監査報告の財務大臣及び理事長への報告
  - 三 監事によるモニタリングに必要な次に掲げる事項
    - イ 監事の理事会等重要な会議への出席
    - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
    - ハ 造幣局の財産の状況を調査できる仕組み
    - ニ 監事と会計監査人との連携
    - ホ 監事と内部監査担当部門との連携
    - ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
    - ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務
- （内部監査に関する事項）

第29条 造幣局は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第30条 造幣局は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置並びに外部通報窓口の運用方法
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

（入札・契約に関する事項）

第31条 造幣局は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により事業計画の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第32条 造幣局は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の造幣局ホームページ等での公開に関する規程等を整備する

ものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第33条 造幣局は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 業務の適正を確保するための適切な人事
- 二 職員の懲戒の手続
- 三 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第34条 造幣局は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
  - イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
  - ロ 各研究テーマの予算の評価に関する事項
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - イ 研究費の適正経理及び内部けん制
  - ロ 研究内容の漏えい防止（知財保護）

#### 第6章 雑則

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第35条 造幣局は、通則法第25条の2第1項に規定する役員及び会計監査人の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、財務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この業務方法書は、財務大臣の認可のあった日から施行する。